

★ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則及び広島県
地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（産業廃
棄物対策課）

一 改正の理由

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部が改正され、
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理に係る県の事務が新設されたことに伴い、次
の規則について、必要な改正を行った。

- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則

二 施行期日

平成二十八年九月二十三日